

実

処理番号第16号
処理日1121.7.7

国自環第68号の2
平成21年7月3日

社団法人日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部環境課長



道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示について（通知）

標記告示が平成21年7月3日付けで官報に掲載されたので通知します。

- 参考1：官報の写し
- 参考2：新旧対照表

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

- 〔省 令〕
 - 雇用対策法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働二二六）
 - 厚生労働省令第二十六号
雇用対策法（昭和四十一年法律第三十二号）第二十四条第三項の規定に基づき、雇用対策法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十一年七月三日
厚生労働大臣 外添 要一
 - 省令
雇用対策法施行規則の一部を改正する省令（昭和三十九年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。
第七条の四ただし書中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に、（同法第二条第二項に規定する事業再構築をいう。）、同法第八条第二項に規定する認定共同事業再編計画に従って実施する共同事業再編（同法第三条第三項に規定する共同事業再編をいう。）、同法第十二条第二項に規定する認定技術活用事業革新計画に従って実施する技術活用事業革新（同法第二条第六項に規定する技術活用事業革新をいう。）、又は同法第十四条第二項に規定する認定経営資源融合計画に従って実施する経営資源融合（同法第二条第七項に規定する経営資源融合をいう。）、を（同法第二条第四項に規定する事業再構築をいう。）、同法第十条第二項に規定する認定経営資源融合計画に従って実施する経営資源融合（同法第二条第六項に規定する経営資源融合をいう。）、同法第十二条第二項に規定する認定資源生産性革新計画に従って実施する資源生産性革新（同法第二条第八項に規定する資源生産性革新をいう。）、又は同法第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って実施する中小企業承継事業再生（同法第二条第二十二項に規定する中小企業承継事業再生をいう。）、に、当該認定共同事業再編計画、当該認定技術活用事業革新計画又は当該認定経営資源融合計画を「当該認定経営資源融合計画、当該認定資源生産性革新計画又は当該認定中小企業承継事業再生計画」に改める。
附 則
この省令は、公布の日から施行する。
- 〔告示〕
 - 保安林の指定をする件（同八八五〇八九七）
 - 保安林の指定を解除する件（同八八九八〇九〇）
 - 国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件の一部を改正する件（国土交通六九八）
 - 住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同六九九）
 - 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（同七〇〇）
 - 砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同七〇一）
 - 旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁一三、一四）
 - 海上における射撃訓練を実施する件（防衛一一三、一一五）
 - 道路に関する件（東北地方整備局七八、七九）
 - 道路に関する件（関東地方整備局二四九、二五二）
 - 都市公園の供用を開始する件（同二五三）
 - 道路に関する件（沖縄総合事務局二七、二八）
- 〔国会事項〕
 - 人事異動
 - 内閣 内閣府 総務省 財務省 海上保安庁 最高裁判所
- 〔皇室事項〕
- 〔官庁報告〕
 - 官庁事項
 - 指定保安検査機関の指定に関する公示（関東東北産業保安監督部）
 - 国家試験
 - 平成二十一年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）
- 〔公 告〕
 - 諸事項
 - 官庁
 - 司法書士懲戒処分、金融商品取引業者に対する行政処分、登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示、建設業の許可の取消処分関係裁判所
 - 相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
 - 会社その他

○国土交通省告示第六百九十八号
 国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十四年国土交通省告示第七百七十六号）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十一年七月三日
 国土交通大臣 金子 一義

会計	項目	目	摘要
一般会計	総合的パリアフリー推進費	交通施設パリアフリー化設備整備費補助金 公共交通移動円滑化設備整備費補助金	
	道路環境等対策費	低公害車普及促進等対策費補助金	
	地域公共交通維持・活性化推進費	地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金 バス運行対策費補助金	地域公共交通総合連携計画策定調査及び地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業（航空の活性化・再生に関する事業を除く。）
	総合的物流体系整備推進費	物流連携効率化推進事業費補助金	
	観光振興費	観光圏整備事業費補助金	
自動車安全特別会計	自動車事故対策費	自動車事故対策費補助金	自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業に係るものに限る。

附則

1 この告示は、交付の日から施行し、改正後の規定は、平成二十一年度予算に係る補助金等から適用する。
 2 平成二十一年度以前の予算に係る国土交通省所管の低公害車普及促進等対策費補助金で平成二十一年度以降に繰り越されたものの交付に関する事務については、なお従前の例による。
 ○国土交通省告示第六百九十九号
 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 平成二十一年七月三日
 国土交通大臣 金子 一義

特別評価方法認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定日
109	水セメント比と凝縮水比の特別な割合を定めたコンクリートの製造方法（90～184kg/m ³ ） コンクリートの製造方法として評価する方法	3-1 劣化（劣化係数） （劣化係数）	ブルカニインク（株）	大田区北區南橋三丁目9番7号	平成21年6月24日

○国土交通省告示第七百号
 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第三百十八号）の一部を改正する告示を次のように定める。
 平成二十一年七月三日
 国土交通大臣 金子 一義

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第三百十八号）の一部を次のように改正する。
 第二十八条第二項、第四百四項、第四百六項及び第四百十四項中「指定を受けた型式指定自動車」の下に「平成二十一年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類並びに主要構造、車輪、軸距、主制動装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものは除く。」を加える。

附則

この告示は、公布の日から施行する。
 ○国土交通省告示第七百一十号
 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六十一条の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
 平成二十一年七月三日
 国土交通大臣 金子 一義

110	111	112	113
砂防法第二条の土地の表示	砂防法第一条の土地の表示	砂防法第二条の土地の表示	砂防法第一条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一から十一号までを順次結んだ線及び標柱一と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第百十八号で指定した土地の区域を除く。）	山形県鶴岡市大綱 字下山 一一番二四 一号 一二七番 二号 四八番二 三号 一九番一 四号 五番五 五号 二番一 六号 四一番 七号 二七番一 八号 一九番一 九号 九八番 十号 一一〇番 十一号	旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、社団法人全国観光協会の登録研修機関第十三号から住所を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八号の規定により次のとおり公示する。 平成二十一年七月三日 観光庁長官 本保 芳明	変更前 東京都千代田区外神田一丁目十六番八号 変更後 東京都千代田区大手町一丁目三番一号

○観光庁告示第十四号
 二 変更の年月日 平成二十一年六月三十日
 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十二条の十七の規定に基づき、遠州鉄道株式会社（登録研修機関第二十二号）から研修業務を行う事務所のある地を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八号の規定により次のとおり公示する。
 平成二十一年七月三日
 観光庁長官 本保 芳明

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
 下山川、刈谷川及び猫谷川

○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(平成十五年国土交通省告示第千二百十八号) (傍線の部分は改正部分)

改正	現行
<p>1022 第二十八條 (略)</p> <p>101 (略)</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。)であつて、細目告示第四十一条第一項第三号に掲げる自動車のうち、平成十五年十月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車(平成二十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種別及び主要構造、燃料の種別及び動力用電源装置の種別、動力伝達装置の種別及び主要構造、走行装置の種別及び主要構造、操縦装置の種別及び主要構造、懸架装置の種別及び主要構造、車枠、軸距、主制動装置の種別並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものは除く。))及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに細目告示別添四十八に規定するJ10BDIIを備えた自動車(を除外)は、細目告示第四十一条第一項第三号の規定にかかわらず、完成検査等の際、十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(非メタン炭化水素に於ては、炭素数当量による容量比で表した値)をグラムに換算した値)に〇・八八を乗じた値に、十一モード法により運行する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(非メタン炭化水素に於ては、炭素数当量による容量比で表した値)をグラムに換算した値)に〇・一二を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>表(略)</p> <p>(略)</p>	<p>1022 第二十八條 (略)</p> <p>101 (略)</p> <p>ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車(型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。)であつて、細目告示第四十一条第一項第三号に掲げる自動車のうち、平成十五年十月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作されたもの(輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車並びに細目告示別添四十八に規定するJ10BDIIを備えた自動車(を除外)は、細目告示第四十一条第一項第三号の規定にかかわらず、完成検査等の際、十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(非メタン炭化水素に於ては、炭素数当量による容量比で表した値)をグラムに換算した値)に〇・八八を乗じた値に、十一モード法により運行する場合に発生し、排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値(非メタン炭化水素に於ては、炭素数当量による容量比で表した値)をグラムに換算した値)に〇・一二を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素及び窒素酸化物の欄に掲げる値を超えないものであればよい。</p> <p>表(略)</p> <p>(略)</p>

軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であつて、細目告示第四十一条第一項第七号に掲げる自動車のうち、平成十五年十月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠、軸距、主制動装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの）を除く。）及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第七号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

表（略）

二（略）

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であつて、細目告示第四十一条第一項第十一号に掲げる自動車のうち、平成十五年十月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠、軸距、主制動装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるもの）を除く。）及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十一号の規定にかかわらず、完成検査等の際、十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・八八を乗じた値に、十一モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・八八を乗じた値に、十一モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表し

軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であつて、細目告示第四十一条第一項第七号に掲げる自動車のうち、平成十五年十月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第七号の規定にかかわらず、完成検査等の際、次の基準に適合するものであればよい。

表（略）

二（略）

ガソリン、液化石油ガス又は軽油以外を燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車（型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車に限る。）であつて、細目告示第四十一条第一項第十一号に掲げる自動車のうち、平成十五年十月一日から平成二十二年八月三十一日までに製作されたもの（輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠、軸距、主制動装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様）を除く。）は、細目告示第四十一条第一項第十一号の規定にかかわらず、完成検査等の際、十・十五モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・八八を乗じた値に、十一モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表した値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・八八を乗じた値に、十一モード法により運行する場合に発生し、当該排気管から排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の走行距離一キロメートル当たりの排出量をグラムで表し

た値（非メタン炭化水素にあつては、炭素数当量による容量比で表した値をグラムに換算した値）に〇・一二を乗じた値をそれぞれ加算した値の、当該自動車及びそれと同一の型式の自動車であつて既に完成検査を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の上欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであればよい。

表（略）

107
113（略）

114 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（二輪自動車を除く。）であつて専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの又は車両総重量三・五トン以下のも（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、平成二十二年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第五号に掲げる自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車（平成二十年九月三十日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、走行装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、車枠、軸距、主制動装置の種類並びに排出ガス発散防止装置の仕様が同一であるものは除く。）及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第二項第四号及び第百十九条第二項第四号の規定にかかわらず、平成十八年改正告示による改正前の細目告示別添四十八「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えればよい。

115
120（略）

に掲げる値を超えないものであればよい。

表（略）

107
113（略）

114 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車又は小型自動車（二輪自動車を除く。）であつて専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの又は車両総重量三・五トン以下のも（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）並びに軽自動車（二輪自動車を除く。）のうち、平成二十二年八月三十一日以前に製作されたもの（第一項の表第五号に掲げる自動車並びに輸入された自動車以外の自動車であつて平成二十年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び一酸化炭素等発散防止装置指定自動車を除く。）は、細目告示第四十一条第二項第四号及び第百十九条第二項第四号の規定にかかわらず、平成十八年改正告示による改正前の細目告示別添四十八「自動車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置の技術基準」に適合する装置を備えればよい。

115
120（略）